

選択制企業型確定拠出年金（DC）導入に伴う 給与明細の変更について（ご参考）

選択制 DC を導入すると、加入者の給与明細に「生涯設計手当」などの項目を設ける必要があります。給与明細の表記方法にはいくつかの方法があり、本資料はそのうちの代表的な一例をご紹介しますものです。実際の表記は、給与システムや貴社の運用に合わせて調整いただけます。ご不明な点は当社までお気軽にご相談ください。

1. いつから変更するか

給与明細の変更は、一般に制度導入月の給与支給日から必要になります。

（例）4月導入・毎月10日給与支払の場合 → 4月10日支給分から変更するのが一般的です。

2. 給与明細がどう変わるか（考え方）

選択制 DC では、給与とは別に「生涯設計手当」という項目を設けます。従業員は、この手当の一部または全部を、

- ① 確定拠出年金の掛金として拠出する（将来のために積み立てる）
- ② 生涯設計前払金として、給与と一緒に受け取る

のいずれかを選択します。給与明細上は、この「生涯設計手当」を設け、①を選んだ方については掛金分を反映する、という形が基本となります。

生涯設計手当 = ① 確定拠出年金の掛金 + ② 生涯設計前払金

3. 給与明細の変更例（一例）

下記は「生涯設計手当 55,000 円・そのうち確定拠出年金掛金 10,000 円を拠出する方」の月給者の一例です。これはあくまで代表的な表記の一例であり、掛金を控除項目として表示する方法など、他の表記方法もあります。

【変更前】

支 給	金 額
基本給	250,000
役職手当	50,000
支給合計	300,000



【変更後の一例】

支 給	金 額
基本給	195,000
生涯設計手当	55,000
確定拠出年金掛金	▲10,000
役職手当	50,000
支給合計	290,000

※ この例では、基本給を減額し、その原資を「生涯設計手当」として新設しています。掛金を掛けない方の総支給額は変わりません。表記方法は貴社の給与システム等に合わせて調整いただけます。

4. 変更の際のポイント

- 掛金の表示方法にはいくつかの方法があります。上記の例では、生涯設計手当を支給項目に設け、掛金分を支給項目で調整する方法をご紹介します。

- 変更の対象となるのは、DC に加入する方・加入対象になる方が一般的です。掛金を掛けない方の総支給額は変わりません。
- 生涯設計手当は、残業代の単価計算に含める取り扱いが一般的です。導入によって残業単価が下がらないよう、ご確認いただくとよいでしょう。

(備考欄への記載例) 「生涯設計前払金 = 生涯設計手当 - 確定拠出年金掛金 となります。」

5. 最低賃金についてのご確認

確定拠出年金の掛金として拠出することを選択した金額は、最低賃金の算定対象となる賃金には含まれない取り扱いとなります。掛金を選択したことにより最低賃金を下回ることはないよう、ご確認いただくことをおすすめします。

上記の例では、最低賃金の算定対象額は、掛金 10,000 円 を差し引いた 290,000 円 (月給者の場合) となります。

※ 生涯設計前払金 (給与と一緒に受け取ることを選択した金額) は、最低賃金の算定対象に含まれます。

6. よくあるご質問

Q1. 掛金を掛けない人の総支給額に変更はありますか？

A1. 変更はありません。

Q2. 基本給だけ見ると、給料が下がったように見えます。

A2. 変更後の「基本給」と「生涯設計手当」を合わせたものが、変更前の基本給に該当します。総支給額に変更はありません。

7. 掛金の上限額について (ご参考)

選択制 DC の掛金には上限があります。現在は月額 55,000 円 ですが、2026 年 12 月からは月額 62,000 円 に引き上げられる予定です (他制度への加入状況により上限が異なる場合があります)。

本資料について

◆ 本資料は給与明細の変更方法の一例をご参考としてご案内するもので、特定の方法を義務づけるものではありません。また、税務・社会保険・法律上の助言を目的とするものではありません。個別のお取り扱いについては、提携税理士等の専門家や所轄の年金事務所等にご確認ください。

◆ 作成日時点の情報に基づき作成しており、法改正等により内容が変わる場合があります。ご不明な点は当社担当までお気軽にお問い合わせください。